



「保証人」と「連帯保証人」

法テラス八雲法律事務所 弁護士 鳴本 翼
(函館弁護士会所属)



■「絶対に迷惑をかけないから保証人になってくれない？」—皆さんもこんなセリフをどこかで一度や二度は耳にしたことがあると思います。もしこんなお願いをされたら、皆さんだったらどうするでしょうか？

■保証人とは、債務者が約束を守らない場合に、債務者に代わって約束を実行する義務を負う人のことをいいます。たとえば、借金をした人（債務者）の保証人となった場合、借金をした人（債務者）が借金を支払わないときは、保証人が代わりに借金を返さなければいけません。

■保証人といっても、「保証人」と「連帯保証人」の区別があるのをご存じでしょうか？単なる「保証人」の場合、債権者（たとえば、お金を貸した人）から請求を受けたとき、「私ではなくて、先に債務者本人に請求してほしい」と言ったり、「債務者本人の財産から取り立てをおこなってほしい」と主張することが認められていますが、「連帯保証人」の場合には、こうした主張は認められません。債権者が債務者本人ではなく、連帯保証人にいきなり請求してきたとしても、これに対して文句を言うことはできないのです。

■もし、「保証人になって」とお願いされたときには、それが単なる「保証人」のことなのか、「連帯保証人」のことなのかを含め、その契約の内容をしっかりと確認するようにしましょう。「絶対に迷惑をかけない」と言われても、ぜひ一度立ち止まって冷静に判断してください。

■さて、当事務所では、保証人に関する法律相談をはじめ、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入居施設等への出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所（☎050-3383-8366）」まで相談予約の☎お電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所（☎050-3383-5563）」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

9月21日(金)～9月30日(日) 秋の全国交通安全運動の実施 ～反射材 自分をアピール 防ぐ事故～

◎秋の全国交通安全運動期間 9月21日(金)～30日(日)の10日間
(9月30日(日)は「交通事故死ゼロを目指す日」)

◎重点運動

- ・子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ・すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

◎交通事故防止のポイント

- ・夕方から夜間にかけて、歩行者や自転車の見落としや発見遅れによる交通事故を防ぐために、対向車や前車がない時は、ライトをハイビームに切り替えましょう。特に、右から横断してくる歩行者に注意をしましょう。
- ・運転する前に、同乗者全員がシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しているか確認しましょう。
- ・横断前に左右をよく確認しましょう。さらに、道路中央で左をまた確認しましょう。
- ・外出する時は、明るい服装や反射材を身に付けましょう。
- ・飲酒運転は悪質な犯罪です。「飲酒運転をしない、させない、許さない」を徹底しましょう。

知っていますか？北海道自転車条例！

- ・自転車に乗るときは、子供はもちろん大人も乗車用ヘルメットをかぶり、夜間は自転車の側面に反射器材をつけるようにしましょう。また、自転車損害賠償保険等に加入するようにしましょう。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110